

令和4年度 部活動に係る活動方針

青森県立五所川原農林高等学校

1 部活動に係る活動方針の策定にあたって

本校の部活動に係る活動方針は、青森県教育委員会が策定する「運動部活動の指針」(2018年策定)および「文化部活動の在り方に関する方針」(2019年策定)に基づき、毎年度策定し、活動方針及び年間活動計画を学校ホームページへの掲載等により公表する。

2 目 標

- (1) スポーツや文化的活動を通して、自律・礼儀・責任感・協調性等の社会人として必要な資質や能力および態度の育成を図る。また、健全な趣味や豊かな教養を育むとともに、個性の伸長や体力・技能の向上および健康の保持増進を図る。
- (2) 生徒同士および教師との望ましい人間関係を構築し、共に目標に向かって挑戦することや努力することの大切さを学ぶとともに学習意欲や規範・安全意識の向上および自己肯定感の高揚を図りながら充実した学校生活を送れるようにする。

3 基本方針

- (1) 生徒の自主的・自発的な参加により活動が行われ、合理的かつ効率的・効果的に取り組むことができるよう、顧問は指導・助言を行う。
- (2) 生徒の安全や健康に配慮することのみにとどまらず、活動する生徒自身が危険や傷害を予測、回避、対応ができるよう安全面や健康面に関する指導にも留意する。
- (3) 生徒が安心して活動に取り組めるよう、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (4) 顧問を複数配置することにより、生徒の活発な活動への対応と顧問の負担軽減を図る。
- (5) 参加する大会や研修会および行事等については、生徒や顧問の過度の負担とならないように精査する。
- (6) 地域社会の各種スポーツ・文化的な団体からの要請・要望にも、学校施設の開放等、積極的に努める。

4 運営および休業日等について

- (1) 部活動および同好会は、生徒会で定める部活動・同好会細則に則った運営・活動を行う。
- (2) 顧問は年間活動計画を作成する。その際は、学業との両立ができるようバランスのとれたものとする。
- (3) 顧問は、指導方針・指導内容・会計処理等を明確にし、保護者との連携を図る。
- (4) 週1日以上以上の休養日を確保しながら、定期考査の期間や年末年始等の学校閉庁日等における休止日の設定も含め、年間で104日(平均して週2日)程度の休養日を確保する。
- (5) 週末に大会や研修会および行事等で活動した場合には、休養日を他の日に振り替える。